

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年6月



株式会社エクスマーション

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式544,000千円（見込額）の募集及び株式524,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式174,720千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年6月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エクスマーション

東京都品川区大崎2丁目11番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

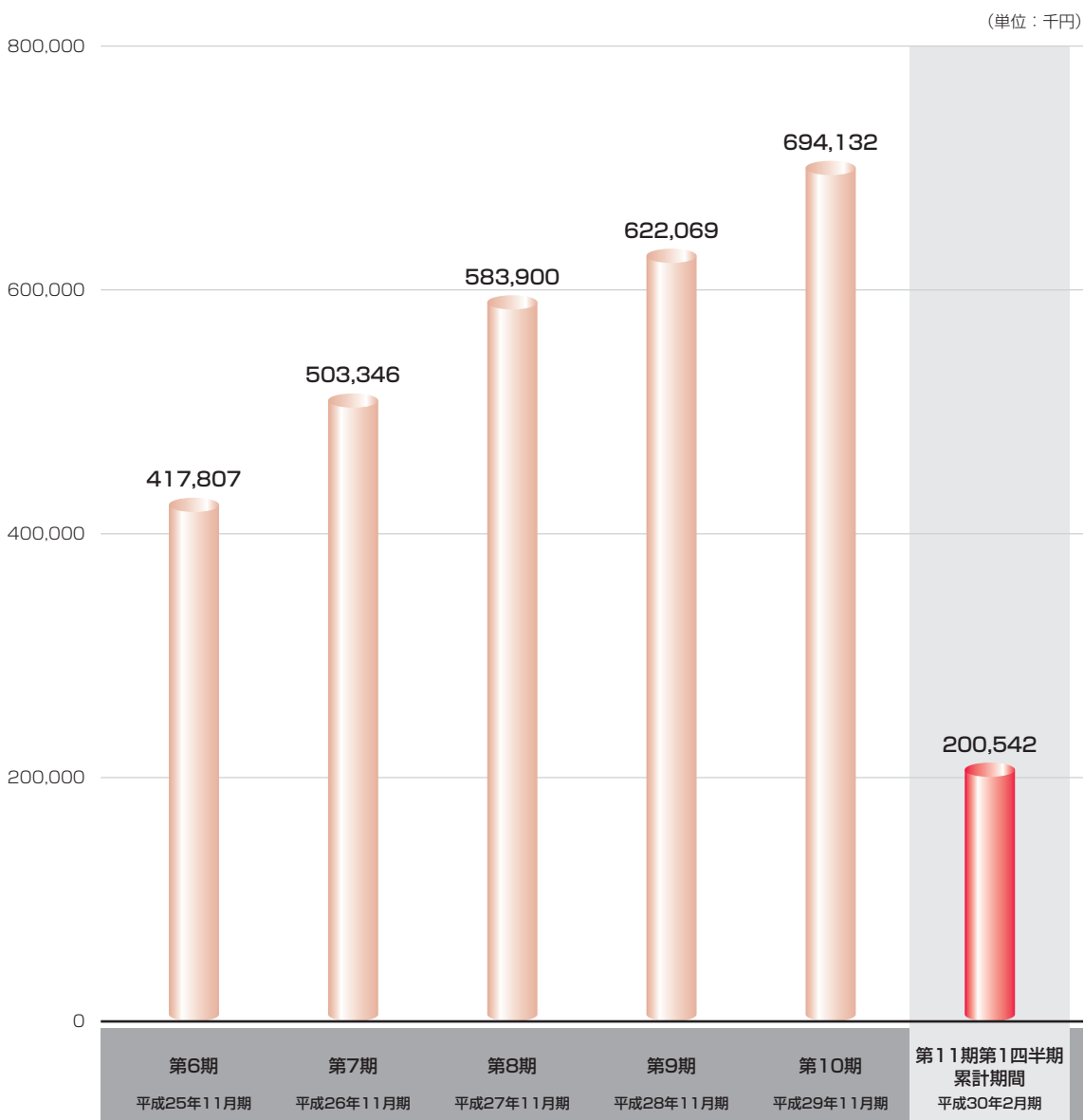
## 1 事業の概況

当社は、モデリング技術<sup>(注)1</sup>を中心としたソフトウェアの設計技術や、コード品質を改善するリファクタリング<sup>(注)2</sup>、さらには複数の製品を効率的に開発するための部品開発や派生開発など、ソフトウェア開発に有効な多くの技術について豊富な経験と技術を有するコンサルタントを擁し、自動車業界を中心に提案から課題解決までをワンストップで提供することで、顧客を支援するコンサルティング会社です。

(注) 1. モデリング技術とは、多様化するユーザーニーズに対応するために問題の仕組みや検討過程を可視化し、組織のナレッジとしての共有や他者に伝えやすい形式で資産化すること。

2. リファクタリングとは、プログラムの外部から見た動作を変えずにソースコードの内部構造を整理すること。

### 売上高推移



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### 支援内容

コンサルティング事業をメインとし、そこで得られた知見を教育やツールに展開することで、多様な支援を実現しています



### コンサルティング事業

「組み込みソフトウェア」の設計技術に特化したコンサルティング。  
ありがちな提案主体のコンサルティングではなく、提案した内容を実際に自分たちで実践し、  
直接課題解決まで手掛けるワンストップ型の実践的スタイルが特徴。

### 教育事業



他社にはない独自のコンテンツを演習中心の実践的コースとして提供。トレーニング教材はコンサルティング時の技術導入に活用するだけでなく、単独の人材育成用トレーニングサービスとして多くのお客様に活用。

### ツール事業



コンサルティングで実績のあるソリューションの一部は、多くの方に低価格で利用していただけるよう、ツールとして提供。

### コンサルティング

自動車やロボット、医療機器等の製品に組み込まれる「組み込みソフトウェア」の品質改善に特化したコンサルティングを提供しています。

当社のコンサルティングは、従来型の提案主体のコンサルティングではなく、提案した内容を実際に自分たちで実践し、直接課題解決まで手掛けるワンストップ型の実践的スタイルが特徴です。

コンサルティング内容は、モデリング技術を中心に、組み込みソフトウェア開発に有効な多くの技術を得意領域にしています。

また、特に自動車分野に大きな実績を持ち、車載システムの多くの分野に対し、主に上流工程を中心とした開発技術の導入を支援してまいりました。現在も、国内の自動車メーカー、サプライヤーに対し、モデルベース開発の導入／展開や機能安全への対応などを中心に、数多くの支援を行っております。

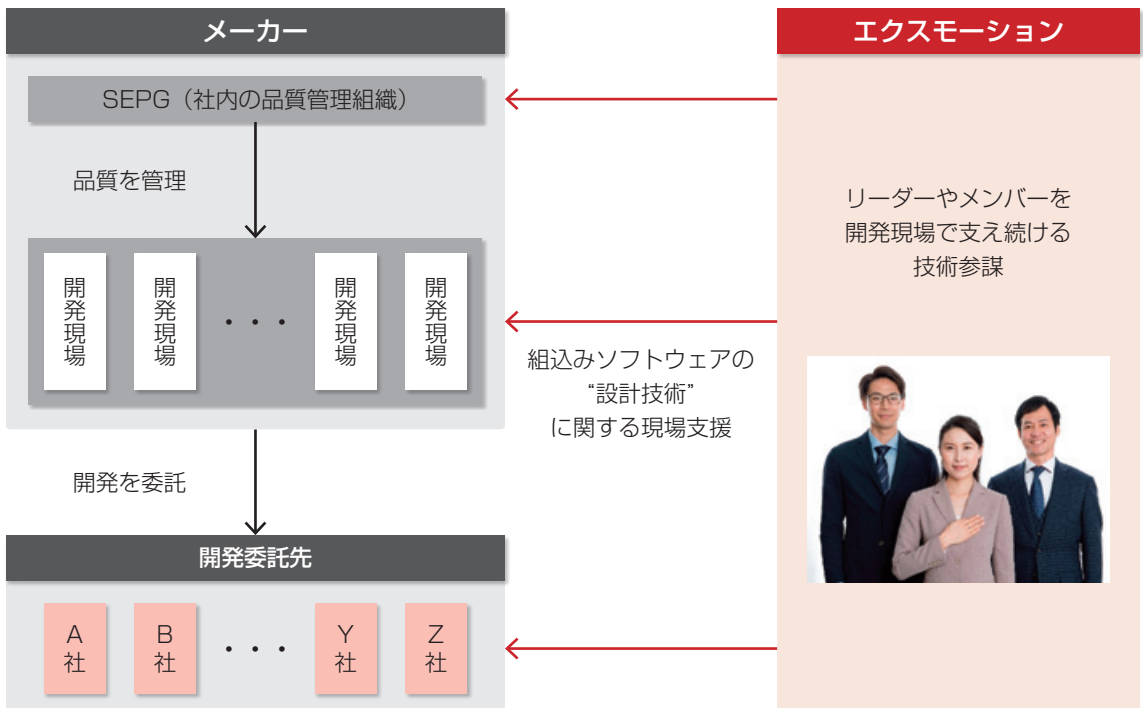
## 設計技術に特化した「技術参謀」

顧客が課題として掲げる“設計技術”に特化して  
その戦略立案から実装までを高度な技術と豊富な経験をフルに活用し  
開発現場の「技術参謀」として支援し続けます



## 支援形態

組込みソフトウェア開発に携わる  
あらゆる組織に対して支援を行います



## 教育・人材育成

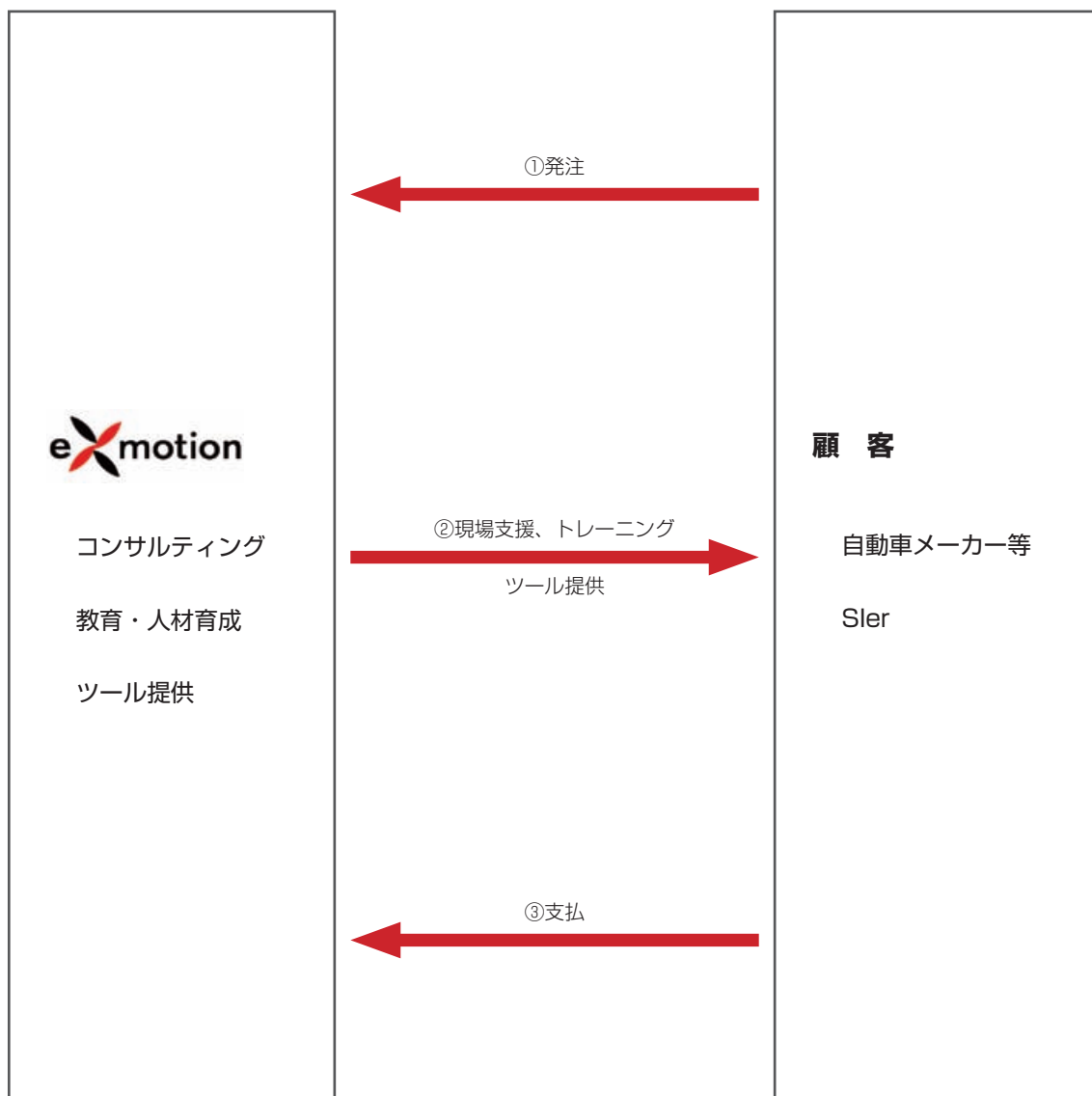
コンサルティングで当社が活用するエンジニアリング手法については、当社内で技術習得用のトレーニング教材を独自開発しております。開発したトレーニング教材はコンサルティング時の技術導入に活用するだけでなく、単独の人材育成用トレーニングサービスとして多くのお客様に活用いただいております。

## ツール提供

コンサルティングで実績のあるソリューションの一部は、多くの方に低価格で利用していただけるよう、ツールとしても提供しています。

現在は、ソースコードの品質を診断する「eXquto」、モデルの品質を診断する「MODEL EVALUATOR」、異なるモデルどうしの変換ツール「mtrip」の3つをリリースしております。

[事業系統図]



### 3 業績等の推移

#### 提出会社の経営指標等

(単位：千円)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第1四半期
決算年月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月	平成30年2月
売上高	417,807	503,346	583,900	622,069	694,132	200,542
経常利益	60,679	126,593	166,190	123,923	125,670	48,887
当期(四半期)純利益	39,016	76,297	103,201	80,924	85,270	31,988
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数 (株)	180	180	180	18,600	18,600	18,600
純資産額	82,635	150,293	238,194	307,819	368,351	374,300
総資産額	222,301	277,956	346,797	377,269	444,143	436,182
1株当たり純資産額 (円)	459,086.54	834,962.39	1,323,305.06	16,511.83	19,766.24	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	48,000.00 (-)	85,000.00 (-)	116,666.00 (-)	1,330.00 (-)	1,400.00 (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	216,757.92	423,875.85	573,342.67	4,392.84	4,584.41	1,719.83
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37.17	54.07	68.68	81.41	82.78	85.65
自己資本利益率 (%)	58.56	65.51	53.13	29.68	25.27	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	22.14	20.05	20.35	30.28	30.54	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	14,291	78,730	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△3,898	△61,467	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△11,299	△24,738	-
現金及び現金同等物の 期末(四半期)残高	-	-	-	262,973	255,498	-
従業員数 (人)	24	30	31	36	44	-

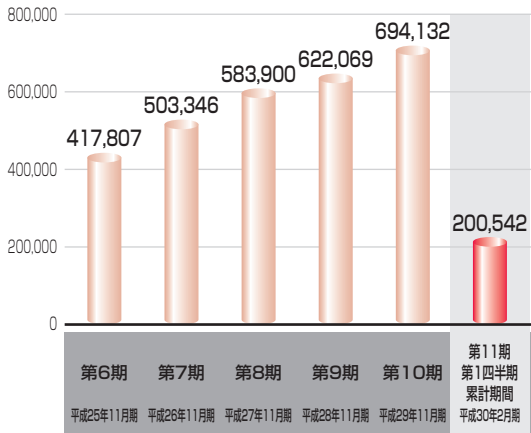
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期、第10期及び第11期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。
8. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第11期第1四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。
- なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 第11期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第11期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第11期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第1四半期
決算年月	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月	平成30年2月
1株当たり純資産額 (円)	91.82	166.99	264.66	330.24	395.32	-
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	43.35	84.78	114.67	87.85	91.69	34.40
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	9.60 (-)	17.00 (-)	23.33 (-)	26.60 (-)	28.00 (-)	- (-)



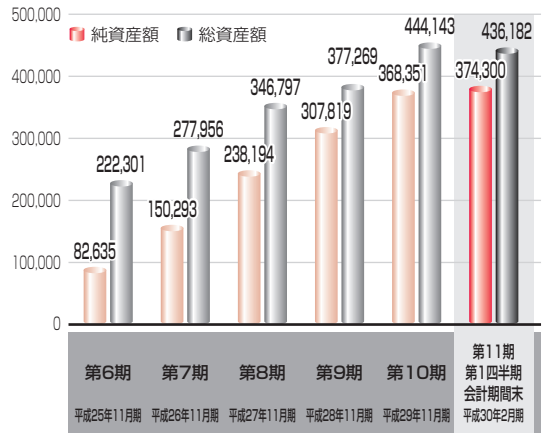
## 売上高

(単位：千円)



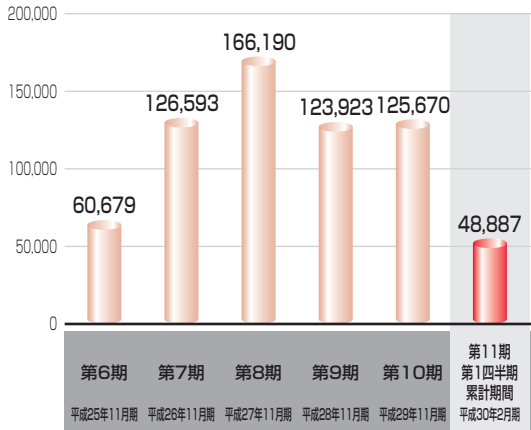
## 純資産額／総資産額

(単位：千円)



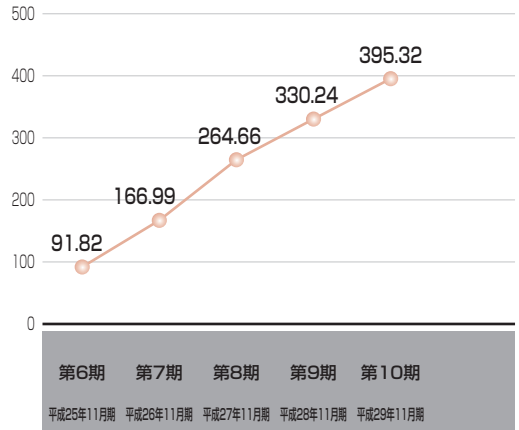
## 経常利益

(単位：千円)



## 1株当たり純資産額

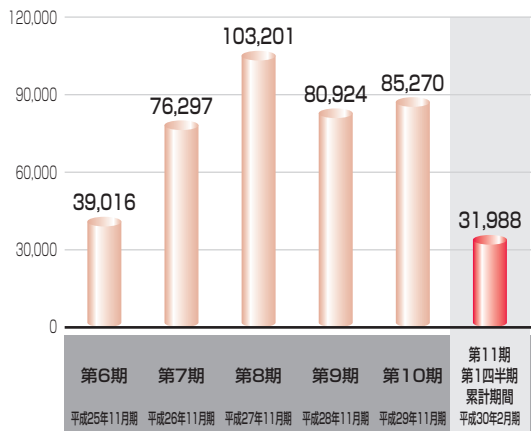
(単位：円)



(注) 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

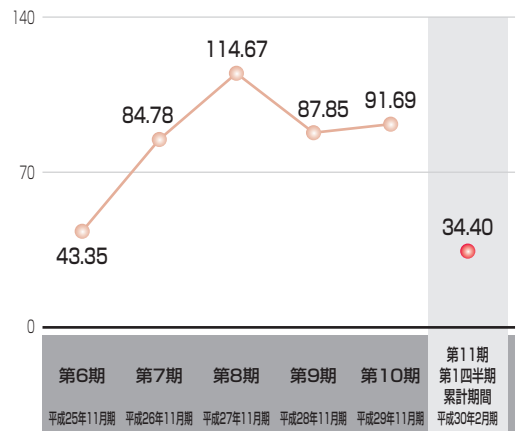
## 当期（四半期）純利益

(単位：千円)



## 1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

# 目次

頁

## 表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 業績等の概要	17
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	19
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	23
6. 研究開発活動	23
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	27
第4 提出会社の状況	28
1. 株式等の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	39
5. 役員の状況	40
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43

第5	経理の状況	47
1.	財務諸表等	48
(1)	財務諸表	48
(2)	主な資産及び負債の内容	77
(3)	その他	78
第6	提出会社の株式事務の概要	79
第7	提出会社の参考情報	80
1.	提出会社の親会社等の情報	80
2.	その他の参考情報	80
第四部	株式公開情報	80
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	80
第2	第三者割当等の概況	81
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	81
2.	取得者の概況	83
3.	取得者の株式等の移動状況	85
第3	株主の状況	86
	[監査報告書]	88

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月21日
【会社名】	株式会社エクスマーション
【英訳名】	e X m o t i o n C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 博之
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎2丁目11番1号
【電話番号】	03 (6420) 0019 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 三上 宏也
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎2丁目11番1号
【電話番号】	03 (6420) 0019 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 三上 宏也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 544,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 524,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 174,720,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 平成30年6月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年7月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成30年6月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式54,600株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

平成30年7月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年7月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	544,000,000	294,400,000
計（総発行株式）	200,000	544,000,000	294,400,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年6月21日開催の取締役会決議に基づき、平成30年7月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,200円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は640,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年7月19日(木) 至 平成30年7月24日(火)	未定 (注) 4.	平成30年7月25日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年7月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年7月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年7月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年7月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年6月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年7月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年7月26日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年7月9日から平成30年7月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋中央支店	東京都港区新橋四丁目6番15号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年7月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	200,000	—

- (注) 1. 平成30年7月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年7月17日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。



## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
588,800,000	6,000,000	582,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (3,200円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額582,800千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限160,742千円とあわせた、手取概算額合計上限743,542千円について、①人材採用費及び人件費451,133千円 (平成30年11月期: 61,220千円、平成31年11月期: 135,841千円、平成32年11月期: 254,072千円)、②社内教育に係る研修費26,100千円 (平成30年11月期: 7,060千円、平成31年11月期: 8,970千円、平成32年11月期: 10,070千円)、③ブランディングに係る広告宣伝費22,500千円 (平成30年11月期: 9,500千円、平成31年11月期: 6,500千円、平成32年11月期: 6,500千円)、④セキュリティールーム等拠点に係る賃料17,604千円 (平成30年11月期: 5,868千円、平成31年11月期: 5,868千円、平成32年11月期: 5,868千円)、⑤コンサルティングツールに係るソフトウェア開発費用93,230千円 (平成30年11月期: 13,230千円、平成31年11月期: 40,000千円、平成32年11月期: 40,000千円)、⑥業務効率化のためのシステム導入費用42,400千円 (平成30年11月期: 2,400千円、平成31年11月期: 10,000千円、平成32年11月期: 30,000千円)、⑦オフィス増床に係る建物等60,000千円 (平成32年11月期: 60,000千円) に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。上記使途以外の残額は、将来における運転資金に充当する方針ではありますが、具体化している事項はございません。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年7月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	164,000	524,800,000	東京都港区芝5丁目33番7号 株式会社ソルクシーズ 100,000株 さいたま市浦和区 渡辺 博之 30,000株 川崎市宮前区 芳村 美紀 18,000株 川崎市多摩区 井山 幸次 16,000株
計(総売出株式)	—	164,000	524,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,200円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年7月17日）に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	54,600	174,720,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 54,600株
計(総売出株式)	—	54,600	174,720,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年6月21日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式54,600株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,200円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 7月19日(木) 至 平成30年 7月24日(火)	100	未定 (注) 1.	株式会社S B I証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社S B I証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ソルクシーズ（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年6月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式54,600株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 54,600株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年8月30日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目6番15号 株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年8月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ソルクシーズ、売出人である渡辺博之、芳村美紀及び井山幸次は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年10月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日含む）後180日目の平成31年1月21日までの期間は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年6月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月
売上高	(千円)	417,807	503,346	583,900	622,069	694,132
経常利益	(千円)	60,679	126,593	166,190	123,923	125,670
当期純利益	(千円)	39,016	76,297	103,201	80,924	85,270
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500
発行済株式総数	(株)	180	180	180	18,600	18,600
純資産額	(千円)	82,635	150,293	238,194	307,819	368,351
総資産額	(千円)	222,301	277,956	346,797	377,269	444,143
1株当たり純資産額	(円)	459,086.54	834,962.39	1,323,305.06	16,511.83	19,766.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	48,000.00 (—)	85,000.00 (—)	116,666.00 (—)	1,330.00 (—)	1,400.00 (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	216,757.92	423,875.85	573,342.67	4,392.84	4,584.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	37.17	54.07	68.68	81.41	82.78
自己資本利益率	(%)	58.56	65.51	53.13	29.68	25.27
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	22.14	20.05	20.35	30.28	30.54
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	14,291	78,730
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△3,898	△61,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△11,299	△24,738
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	262,973	255,498
従業員数	(人)	24	30	31	36	44

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。



7. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。
8. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。  
 なお、第6期、第7期及び第8期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。  
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月
1株当たり純資産額 (円)	91.82	166.99	264.66	330.24	395.32
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.35	84.78	114.67	87.85	91.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	9.60 (—)	17.00 (—)	23.33 (—)	26.60 (—)	28.00 (—)

## 2 【沿革】

当社は、平成20年に東京都港区芝において、ソフトウェア開発のコンサルティングを目的とする会社として、株式会社エクスマーションを設立いたしました。

その後、平成29年に本社を東京都品川区大崎に移転いたしました。

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成20年9月	東京都港区芝において株式会社エクスマーション（資本金9,000千円）設立
平成21年3月	開発ツール「eXquto」販売開始
平成22年9月	開発ツール「MODEL EVALUATOR」販売開始
平成22年10月	開発ツール「mtrip」販売開始
平成25年11月	I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びEMS（環境マネジメントシステム）の認証を取得（グループ認証）（注）
平成28年3月	第三者割当増資を実施、資本金を13,500千円にする
平成29年5月	東京都品川区大崎に本社を移転

（注）株式会社ソルクシーズの子会社として、グループ認証を取得しております。また、現在、自主取得を目指しております。

### 3 【事業の内容】

当社は、モデリング技術<sup>注1</sup>を中心としたソフトウェアの設計技術や、コード品質を改善するリファクタリング<sup>注2</sup>、さらには複数の製品を効率的に開発するための部品開発や派生開発など、ソフトウェア開発に有効な多くの技術について豊富な経験と技術を有するコンサルタントを擁し、自動車業界を中心に提案から課題解決までをワンストップで提供することで、顧客を支援するコンサルティング会社です。

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主たるサービス内容の特徴を整理すると以下のとおりであります。

#### ① コンサルティング

自動車やロボット、デジタル機器等の製品に組み込まれる「組み込みソフトウェア」の品質改善に特化したコンサルティングを提供しています。

当社のコンサルティングは、従来型の提案主体のコンサルティングではなく、提案した内容を実際に自分たちで実践し、直接課題解決まで手掛けるワンストップ型の実践的スタイルが特徴です。

コンサルティング内容は、モデリング技術を中心に、組み込みソフトウェア開発に有効な多くの技術を得意領域にしています。

また、特に自動車分野に大きな実績を持ち、車載システムの多くの分野に対し、主に上流工程を中心とした開発技術の導入を支援してまいりました。現在も、国内の自動車メーカー、サプライヤーに対し、モデルベース開発の導入／展開や機能安全への対応などを中心に、数多くの支援を行っております。

#### ② 教育・人材育成

コンサルティングで当社が活用するエンジニアリング手法については、当社内で技術習得用のトレーニング教材を独自開発しております。開発したトレーニング教材はコンサルティング時の技術導入に活用するだけでなく、単独の人材育成用トレーニングサービスとして多くのお客様に活用いただいております。

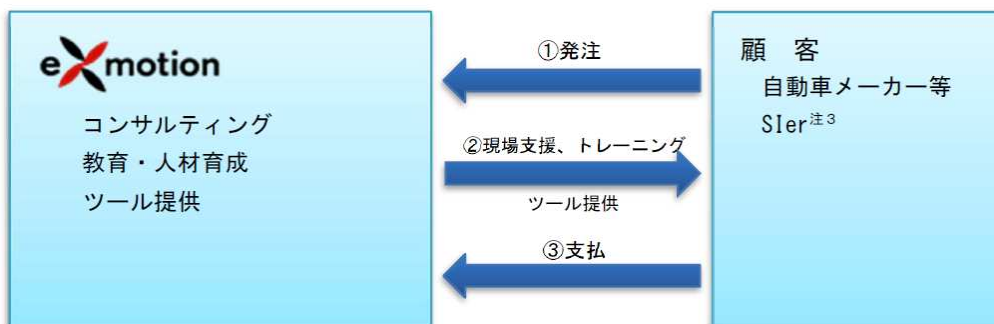
#### ③ ツール提供

コンサルティングで実績のあるソリューションの一部は、多くの方に低価格で利用していただけるよう、ツールとしても提供しています。

現在は、ソースコードの品質を診断する「eXquto」、モデルの品質を診断する「MODEL EVALUATOR」、異なるモデルどうしの変換ツール「mtrip」の3つをリリースしております。

当社の事業系統図は下記のとおりであります。

[事業系統図]



注1. モデリング技術とは、多様化するユーザーニーズに対応するために問題の仕組みや検討過程を可視化し、組織のナレッジとしての共有や他者に伝えやすい形式で資産化すること。

注2. リファクタリングとは、プログラムの外部から見た動作を変えずにソースコードの内部構造を整理すること。

注3. SIerとは、システムインテグレーション（システム構築業務の企画・構築及びサポート等）を請け負う人・会社のこと。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ソルクシーズ (注)	東京都港区	1,494,500	ソフトウェア開 発事業	(被所有) 96.77	役員の兼任あり。

(注) 有価証券報告書を提出しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年5月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
49	39.8	3.7	7,243

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の総数を記載しております。臨時雇用者は該当ありません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第10期事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

当事業年度における我が国経済は輸出の好調等により、雇用や所得環境の改善と共に穏やかに持ち直し基調が続いております。一方で欧米の主要国ではグローバル化の進展に異を唱える保護主義や内向き傾向が高まりつつあり、世界経済の持続的な成長には不安定な面もあります。

このような環境の下、当社の主力顧客である自動車業界も安定した成長を続けております。

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、業績は次のとおりであります。

コンサルティング事業は、顧客である大手自動車メーカーが推進する自動運転対応等のニーズを的確に取り込み、受注拡大に努めました。この結果、当事業年度の業績は、売上高694,132千円（前期比11.6%増）、営業利益125,346千円（同1.2%増）、経常利益125,670千円（同1.4%増）、当期純利益85,270千円（同5.4%増）となりました。

第11期第1四半期累計期間（自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日）

当第1四半期累計期間における我が国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調が続いております。一方、海外においては、米国の政権運営や中国経済の動向など、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響により、先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境の下、当社の主力顧客である自動車業界も引き続き安定した成長を続けております。

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、業績は次のとおりであります。

コンサルティング事業は、顧客である大手自動車メーカーが推進する自動運転対応、EV（Electric Vehicle：電気自動車）等のニーズを的確に取り込み、受注拡大に努めました結果、売上高200,542千円、営業利益47,541千円、経常利益48,887千円、四半期純利益31,988千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ7,475千円減少し、当事業年度末残高は255,498千円となりました。主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、税引前当期純利益125,670千円などにより、前事業年度に比べ64,438千円増加し、78,730千円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は、本社移転に伴う差入保証金や建物等への投資を行ったことにより、前事業年度に比べ57,569千円増加し、61,467千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果支出した資金は、株主配当を実施したことにより24,738千円の支出となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、第10期事業年度及び第11期第1四半期累計期間の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)		第11期第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
コンサルティング事業	400,183	111.6	105,216
合計	400,183	111.6	105,216

- (注) 1. 金額は製造費用によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、第10期事業年度及び第11期第1四半期累計期間の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)				第11期第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)	
	受注高 (千円)	前年同期 比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期 比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
コンサルティング事業	730,708	109.6	254,799	116.8	66,740	120,997
合計	730,708	109.6	254,799	116.8	66,740	120,997

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、第10期事業年度及び第11期第1四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)		第11期第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	
コンサルティング事業	694,132	111.6	200,542	
合計	694,132	111.6	200,542	

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 最近2事業年度及び第11期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)		第10期事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)		第11期第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社SUBARU (注) 2	298,775	48.0	261,478	37.7	71,376	35.6
株式会社ネクスティエレクトロニクス (注) 3	116,031	18.7	106,921	15.4	25,661	12.8
株式会社本田技術研究所	37,602	6.0	82,377	11.9	38,186	19.0
日本精工株式会社	55,105	8.9	81,024	11.7	23,263	11.6

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 富士重工業株式会社は、平成29年4月1日付で株式会社SUBARUに社名を変更しております。  
3. 株式会社豊通エレクトロニクスは、平成29年4月1日付で株式会社トーマンエレクトロニクスと合併し、株式会社ネクスティエレクトロニクスに社名を変更しております。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針（企業理念）

組込みシステムの開発現場は、大規模・複雑化への対応に迫られる中、一刻も早い変革が求められています。

当社は、組込みシステム開発の変革に取り組みられるお客さまを現場から支援し、成功に導くためのプロフェッショナル集団です。十分な実績と多くの知見をもったコンサルタントがもたらす「高品質なソフトウェア」※により、効率的な組込みシステム開発への変革を成功させ、最終的に、顧客企業の開発する製品の競争力向上へとつなげます。

※ 複雑化、巨大化する組込みソフトウェアが抱える、設計、構造や開発プロセスなどの問題発見と改善策の遂行により、品質を向上させたソフトウェア。

#### (2) 経営戦略等

AI、IoTによる第4次産業革命の幕開けにより、ソフトウェアがますます重要になるこれからの社会や組込みシステムに対しては、当社のもたらす「高品質なソフトウェア」は、これまで以上に期待されることが予想されます。

主要な顧客である日本の産業をリードする自動車分野で、最先端の製品開発を支援していくことでノウハウや知見をさらに蓄えていき、建設機器、農機、医療、FA等、あらゆる分野での開発支援にも携わっていくことで、引き続き、当社事業の積極的な展開とともに、株主・投資家を始めとする当社の利害関係者への積極的な利益還元を目指します。

#### (3) 経営環境

① AI、IoTによる第4次産業革命の幕開けにより、社会全体がコンピュータで変革される「データ駆動型社会」への移行が始まっています。これまでのようなひとつの製品やコンピュータに閉じたシステムではなく、IoTによってすべてが接続され一体となった、より大きなシステムの構築が求められています。

このシステムの中で、組込み機器は現実世界と仮想世界をつなぐ接点として、重要な役割を担うことが期待されているとともに、それを実現するためには、これまで以上のソフトウェア開発が必要になると見込まれます。

② 当社顧客の多くを占める自動車分野においては、新機能の開発が、これまで以上のペースで増加することが見込まれます。具体的には、高度運転支援（ADAS）のより一層の強化、自動運転（ADS）レベル2のリリースとレベル3への進化、電気自動車（EV）やハイブリッド（HEV）等の新パワーユニットの量産、次世代コックピットやスマートミラー等既存機能のスマート化です。

これらの機能を実現するためには、ソフトウェアが大きな比重を占め、それに対する品質確保の需要は、より一層高まるものと思われる。また、自動車単体に留まらない、AI・IoT時代でのモビリティサービスの試行も始まり、より広範囲な品質確保に対する期待も強まると想定されます。

③ 第4次産業革命を迎え、各企業では新しい製品開発やイノベーションを生み出すための活動を活発化させています。しかし長年の機能追加・変更による品質劣化がより一層進行した既存製品の組込みソフトウェアが膨大な保守作業を引き起こすことで、上記イノベーションを停滞させてしまうおそれがあります。

この停滞を避けるために、既存ソフトウェアの品質改善に対する需要はこれまで以上に高まるものと思われます。但し、リソース（人、モノ、金）の多くは今後を担うイノベーションに割きたいため、既存ソフトウェアの品質改善は、究極の効率化が求められます。

#### (4) 経営戦略の状況と見通し

当社は、組込みシステムの開発コンサルティングに特化した会社として、主に、自動運転等でニーズのある自動車業界において、開発現場における実践的なコンサルティング（問題発見、改善策の作成・提案）と、開発メンバーの中長期的な人材育成を同時に行うトータルな支援サービスを顧客へ提供することで収益基盤の安定化と拡大に努めております。

今後の見通しとしては、自動車業界における特定企業への売上集中を分散化すること、自動車業界以外の分野へ拡大していくことにより、更なる成長戦略を進めてまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

当社は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき経営方針を立案し、企業価値を最大限に高め、強固な企業体質を確立すべく努めております。具体的には、次の「(6) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(6) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保

ホームページの改訂、展示会への出展等により当社の知名度向上を図り、新卒、中途にかかわらず、積極的に人員確保を行ってまいります。人員不足による機会損失を防止するため、継続して、採用活動を行い、即戦力となる人材の確保に努めております。また、新卒の採用及び教育による人員確保も並行して行ってまいります。

② 収益基盤の拡充

当社は、自動車分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つと考えております。当社は、自動車分野で培ったソリューションを展開できる新規分野（医療、建設機械等）への参入等に注力しながら事業を展開してまいります。医療機器分野や建設機械等、自動車業界以外への対応も、規模は小さいものの、展開を図っております。

③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査等委員会の設置や内部監査および内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。



#### 4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 特定業界への依存

当社の売上高は、第10期事業年度においては、自動車業界向けで約90%が占められております。自動車業界が推進する自動運転等の技術や開発現場で起こる問題点等に対して、当社の提案や支援が求められておりますが、技術開発が一段落したり、現場支援のニーズが減少したりした場合、当社への依頼が大きく減少し、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

当該リスクに対しては、他分野（医療機器、産業機器等）での新規顧客獲得により、リスクの軽減に努めておりますが、特定分野への売上集中を解消するには時間を要する可能性があります。

##### (2) 特定顧客への依存

当社の売上高は、第10期事業年度においては、取引先上位2社に対する売上が全売上高の53%を占めております。当該2社とも自動車業界に属しており、技術支援や現場支援等を実施しておりますが、当該ニーズが減少した場合、当社への依頼が減少し、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

当該リスクに対しては、売上を特定の会社に集中しないように分散を図り、リスクの軽減に努めておりますが、特定顧客への依存を解消するには時間を要する可能性があります。

##### (3) 要員の確保

当社では、ソフトウェアエンジニアリングの理論と、それらを使える技術として実践できるスキルを有する人材により、ソフトウェアに関わる様々な問題を解決するコンサルティングサービスを提供しておりますが、社員の採用については、大手メーカー等との人材獲得競争激化により、当社が求めるスキルを有した人材の確保が困難になっております。また、中長期的に新卒者人口は減少傾向にあるため、優秀な人材の確保が困難になる可能性があります。

こうした状況が続くと当社においても必要な要員等が十分確保できず、その結果、新規顧客からの要請や既存顧客からの追加要請などに、十分なコンサルタントの配置が困難となる可能性があり、そのような場合に受注ができないことで当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

さらに当社は少数精鋭で運営しており、個々の業務は担当する社員のスキルに依存しているため、現場支援を行う社員の退職は、顧客に対するサービスの提供に影響を与える可能性があります。

当該リスクに対して、人材紹介会社との連携により通年採用を行い、人材確保に努めるとともに、在籍社員に対しては、各人のスキル向上に向けた予算を付与したり、月2回、帰社日を設けて社員同士の情報交換等を行ったりする等、人材の定着化に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。そのため、重要な社員の退職等が発生した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

##### (4) 情報漏洩リスク

当社においては、業務特性上、頻繁に顧客のソフトウェア開発に関する情報や、さらには新製品、新技術に関する情報等、顧客に関する重要な情報を取り扱うことがあります。情報漏洩事故が発生した場合、契約破棄、失注等が発生し、信用失墜、事業展開への影響が発生する可能性があります。

当該リスクに対して、データを暗号化する、顧客データを個人のPCに保存しない、BIOSパスワードを設定する等の対応をとるとともに、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の自主取得を目指し、情報セキュリティ基本方針を定め、当社従業員への遵守、徹底を図る等により情報漏洩のリスクの軽減に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。そのため、情報の漏洩等が発生した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

##### (5) 新技術への対応に関するリスク

当社のコンサルティング事業は、アーキテクチャや開発プロセスなどにフォーカスしたソフトウェアエンジニアリング技術に基づいて展開しております。

現時点においては当社のソフトウェアエンジニアリング技術は、顧客企業の要求を満たす十分な優位性を有していると認識しており、原則として稼働時間の一定割合をスキル向上のためのワーキング活動に充てるなど、顧客企業のドメイン知識、新たな技術や知見及びノウハウ等が蓄積できるように取り組んでおります。

このような取り組みにも関わらず、ソフトウェアエンジニアリングに新たな技術や手法等がもたらされた場合や高度なAIやツールなどの発展によるソリューションサービスが確立された場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(6) コンサルティング案件終了に関するリスク

当社では、顧客からの受注に基づき、案件ごとに契約書や注文書等を取り交わしてコンサルティングサービスを提供しております。顧客における経営方針や業績の変化等、何らかの理由により顧客との契約が解除されたり、中途解約により業務が継続できなくなった場合や、契約の終了により当初見込んでいた売上が計上されなくなった場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制及び訴訟等のリスクについて

① 法的規制のリスクについて

当社のコンサルティング事業において、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）で定められた労働者派遣事業に該当するものがあります。当社は、関係法令の遵守に努めておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、関係法令に違反した場合には当該事業の停止や許可の取消しを命じられる可能性があります。また、新たに法規制の制定や改廃等が行われた場合や、司法・行政解釈等の変更がある場合には、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等のリスクについて

当社は、取引先と契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等、取引先等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスリスクについて

当社は、当社の役員及び従業員に対し、行動規範を定める等、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 風評リスクについて

当社は、高品質のサービスの提供に努め、役員及び従業員に対する法令遵守浸透、情報管理やコンプライアンスに対する意識の徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。しかしながら、当社のサービスや役員及び従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社の社会的信用及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 当社代表取締役への依存について

当社の代表取締役社長である渡辺博之は、当社の創業者であり、設立以来取締役を務めております。同氏は、モデリングに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社は、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織について

当社は、平成30年5月末日現在において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）、従業員49名と小規模な組織となっており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権について

当社は、当社の役職員に対してインセンティブを目的として、新株予約権を利用したストック・オプション制度を採用しております。平成30年6月21日時点におけるストック・オプションによる潜在株式数は214,100株であり、発行済株式総数の20.4%に相当します。これらストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

(13) 親会社について

当社は、親会社として株式会社ソルクシーズを有していますが、当社は独自の企業文化、経営の自主性を維持しており、独立した経営を行っております。今後においても同社は当社の自主的な経営を尊重しつつ連携を深めていくものとしておりますが、同社の経営方針に変更があった場合、当社の事業運営等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の役員のうち2名が親会社の役職員による兼務となっておりますが、これ以外には、当社と親会社との間に人的関係及び取引関係はありません。

当社は、親会社との間で以下の関係を有しております。

① 役員の兼務について

取締役会長の長尾章は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズの代表取締役社長を務めております。同氏につきましては、取締役としての経験が豊富であること及びIT業界に関して相当程度の知見を有していることから、同社と当社の連携強化を図るとともに、経営基盤の強化を期待し招聘しております。監査等委員である取締役の甲斐素子は、当社の親会社である株式会社ソルクシーズの経理部長を務めております。同氏につきましては、経理部門での長年の経験を有し、会計に関する相当程度の知見を有していることから、同社と当社の連携強化を図るとともに、監査体制の強化を期待し招聘しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第10期事業年度及び第11期第1四半期累計期間の研究開発活動で、特記すべきものはありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国における一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたって採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える見積り及び予測を必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績やその時々状況の勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があることから、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

#### ① 売上高

当事業年度の売上高は、自動車メーカー及び自動車関連メーカーの受注が引き続き好調であり、そのほかにも医療機器メーカー等から受注があったため、コンサルティング事業は堅調に推移しました。この結果、売上高は前期比11.6%増の694,132千円となりました。

#### ② 売上総利益

当事業年度の売上原価は、コンサルティング事業の売上拡大に伴い、労務費等が増加したことにより同8.2%増の389,926千円となりました。この結果、売上総利益は同16.3%増の304,205千円となりました。

#### ③ 営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、要員確保のための採用費の増加、本社移転に伴う支払手数料及び内部管理体制強化のコスト増等により同29.8%増の178,859千円となりました。この結果、営業利益は同1.2%増の125,346千円となりました。

#### ④ 経常利益

当事業年度の営業外収益は、受取手数料の増加により324千円となりました。この結果、経常利益は同1.4%増の125,670千円となりました。

#### ⑤ 当期純利益

当事業年度の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む。）は40,400千円となりました。この結果、当期純利益は同5.4%増の85,270千円となりました。

第11期第1四半期累計期間（自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日）

#### ① 売上高

当第1四半期累計期間の売上高は、自動車メーカー及び自動車関連メーカーの受注が引き続き好調であり、コンサルティング事業は堅調に推移しました。この結果、売上高は200,542千円となりました。

#### ② 売上総利益

当第1四半期累計期間の売上原価は、コンサルティング事業の売上拡大に伴い、労務費等が増加したことにより110,625千円となりました。この結果、売上総利益は89,917千円となりました。

#### ③ 営業利益

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、要員確保のための採用費の増加及び内部管理体制強化のコスト増等により42,376千円となりました。この結果、営業利益は47,541千円となりました。

#### ④ 経常利益

当第1四半期累計期間の営業外収益は、助成金収入の増加により1,346千円となりました。この結果、経常利益は48,887千円となりました。

#### ⑤ 四半期純利益

当第1四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む。）は16,898千円となりました。この結果、四半期純利益は31,988千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、一部業界及び特定顧客への依存等、様々な要因が挙げられます。詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりと認識しております。これらのリスクについては解消に努めていく所存です。

(4) 財政状態の分析

第10期事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は375,653千円となり、前事業年度末に比べ14,811千円増加いたしました。これは主に受注高及び売上高の増加に伴い売掛金、仕掛品等が増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は68,489千円となり、前事業年度末に比べ52,062千円増加いたしました。これは主に本社移転等に伴う建物、工具、器具及び備品、敷金及び保証金等が増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は75,791千円となり、前事業年度末に比べ6,342千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は368,351千円となり、前事業年度末に比べ60,532千円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加によるものであります。

第11期第1四半期累計期間（自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日）

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は365,370千円となり、前事業年度末に比べ10,283千円減少いたしました。これは主に売上高増加に伴い売掛金等が増加した一方で、法人税等の支払及び剰余金の配当に伴い現金及び預金が減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は70,811千円となり、前事業年度末に比べ2,321千円増加いたしました。これは主にコンサルティングツール開発に伴いソフトウェアが増加したことによるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は61,881千円となり、前事業年度末に比べ13,910千円減少いたしました。これは主に賞与に係る社会保険料及び源泉所得税の支払に伴い未払費用及び預り金が減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は374,300千円となり、前事業年度末に比べ5,948千円増加いたしました。これは主に剰余金の配当に伴い利益剰余金が減少した一方で、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が増加したことによるものであります。

(5) キャッシュ・フロー状況の分析

第10期事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より7,475千円減少し、255,498千円（前期末比2.8%減）となりました。

なお、各キャッシュ・フローの状況と増減につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。



### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年6月21日現在）

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	ソフトウェア開発 (注) 2	20,000	6,770	自己資金及び 増資資金	平成30年1月	平成30年12月	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	ソフトウェア (注) 3	10,000	—	増資資金	平成31年11月 期 (注) 4	平成31年11月 期 (注) 4	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	ソフトウェア開発 (注) 2	40,000	—	増資資金	平成31年1月	平成31年12月	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	ソフトウェア開発 (注) 2	40,000	—	増資資金	平成32年1月	平成32年12月	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	ソフトウェア (注) 3	30,000	—	増資資金	平成32年11月 期 (注) 5	平成32年11月 期 (注) 5	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	建物附属設備	24,000	—	増資資金	平成32年11月 期 (注) 5	平成32年11月 期 (注) 5	(注) 6
本社 (東京都品川区)	コンサルティング事業	敷金及び保証金	36,000	—	増資資金	平成32年11月 期 (注) 5	平成32年11月 期 (注) 5	(注) 6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. コンサルティングツールに係るソフトウェア開発費用であります。

3. 業務効率化のためのシステム導入費用であります。

4. 着手及び完了予定年月につきましては、平成31年11月期期中の着手及び完成を予定しており、月については未定であります。

5. 着手及び完了予定年月につきましては、平成32年11月期期中の着手及び完成を予定しており、月については未定であります。

6. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

(注) 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,800,000株増加し、4,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,050,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,050,000	—	—

(注) 1. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は911,400株増加し、930,000株となっております。

2. 平成30年4月27日の新株予約権の行使により、発行済株式総数は120,000株増加し、1,050,000株となっております。

3. 平成30年5月25日開催の臨時株主総会決議により、平成30年5月28日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成28年3月2日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	3,700	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,700	65,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	15,000	300
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左



(注) 1. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は、当社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (4) 権利行使に係る払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えてはならない。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の個数のうち、この全部または一部につき新株予約権を行使することができる。

2. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記のとおり決定する。

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式1株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記計算式で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）1. 「新株予約権の行使条件」を参照。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が上記新株予約権の行使条件に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年3月2日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	982	982
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	982	49,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	15,000	300
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	（注）1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合は、当社または当社子会社の取締役、監査等委員である取締役または従業員の地位を喪失した日から1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日に至るまでに限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

- (4) 上記(3)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (5) 権利行使に係る払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えてはならない。
- (6) 新株予約権者は、本新株予約権の個数のうち、この全部または一部につき新株予約権を行使することができる。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。）を上回らないことを条件とする。
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで3分の1  
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで3分の2  
 平成32年4月1日から平成38年2月28日まで3分の3

## 2. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記のとおり決定する。

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式1株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記計算式で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）1. 「新株予約権の行使条件」を参照

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が上記新株予約権の行使条件に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

3. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年11月24日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数（個）	2,000	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000	100,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	15,000	300
新株予約権の行使期間	自 平成32年3月1日 至 平成35年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 15,350 資本組入額 7,675	発行価格 307.00 資本組入額 153.50
新株予約権の行使の条件	（注）1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における平成29年11月期から平成31年11月期の営業利益の合計額が350百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (3) 上記(2)に関わらず、本新株予約権の割当日から1年6ヶ月を経過する日までの期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- (4) 受益者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員、当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、信託期間満了日以降、新株予約権の交付を受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記のとおり決定する。

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、普通株式1株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記計算式で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）1. 「新株予約権の行使条件」を参照。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が上記新株予約権の行使条件に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

3. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年2月26日 (注) 1.	17,820	18,000	—	9,000	—	—
平成28年3月18日 (注) 2.	600	18,600	4,500	13,500	4,500	4,500
平成30年3月16日 (注) 3.	911,400	930,000	—	13,500	—	4,500
平成30年4月27日 (注) 4.	120,000	1,050,000	18,000	31,500	18,000	22,500

(注) 1. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

2. 有償第三者割当

割当先 取締役3名 (渡辺博之、芳村美紀、井山幸次)

発行価額 15,000円

資本組入額 7,500円

3. 株式分割 (1 : 50) によるものであります。

4. 新株予約権の権利行使によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年5月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	3	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	9,000	—	—	1,500	10,500	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	85.71	—	—	14.29	100.00	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,050,000	10,500	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。なお、単元 株式数は100株であ ります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,050,000	—	—
総株主の議決権	—	10,500	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成28年3月2日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成28年3月2日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年3月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 権利の行使により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、2名となっております。

(平成28年3月2日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成28年3月2日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年3月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、19名となっております。

(平成28年11月24日臨時株主総会決議)

当社はストックオプション制度に準じた制度として第3回新株予約権を発行しております。当社の代表取締役である長尾章(現取締役会長)は、当社の現在及び将来の取締役、監査等委員である取締役または従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成28年11月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成28年11月30日付で林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第3回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第3回新株予約権)に基づき、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎に対して、平成28年11月30日に第3回新株予約権(平成28年11月24日臨時株主総会決議)を発行しております。



本信託（第3回新株予約権）は、当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員に対して、その功績に応じて、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎が、受益者適格要件を満たす者に対して、第3回新株予約権2,000個を分配するものというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の取締役、監査等委員である取締役または従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第3回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	長尾 章
受託者	林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎
受益者	受益候補者の中から本信託（第3回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託期間開始日）	平成28年11月28日（平成28年11月30日）
信託の新株予約権数	2,000個
信託期間満了日	平成30年6月1日又は上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第3回新株予約権の引受け、払込みにより本書提出日現在において第3回新株予約権2,000個が信託の目的となっております。
受益者適格要件	<p>当社の取締役（非常勤取締役は除く）及び監査等委員である取締役（非常勤取締役は除く）並びに従業員のうち、一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第3回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。ただし、功績があったと認められる契約社員も受益候補者の対象とします。</p> <p>なお、受益候補者に対する第3回新株予約権の配分は、①貢献度合いに基づく付与と②特別付与の2種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。</p> <p>① 貢献度合いに基づく付与 勤続年数と勤務形態に基づいて付与されます。</p> <p>② 特別付与 特に功績があったと認められた者に対して付与されます。</p>

第3回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

会社法に基づき、平成28年11月24日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年11月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 本新株予約権は、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役（監査等委員含む）及び従業員に交付されます。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり1,400円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、人員の強化、顧客ニーズに応える技術レベルの向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成30年2月21日 定時株主総会決議	26,040	1,400

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	—	長尾 章	昭和30年2月23日生	昭和58年3月 株式会社トータルシステムコンサルタント設立 取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成10年1月 合併により株式会社ソルクシーズ専務取締役 平成12年1月 同社常務取締役事業本部長 平成12年3月 同社専務取締役 平成12年7月 同社営業推進部長 平成14年4月 同社営業本部長 平成16年1月 同社代表取締役専務 平成16年1月 株式会社エフ・エフ・ソル代表取締役会長(現任) 平成17年3月 株式会社ソルクシーズ代表取締役副社長 平成18年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成20年9月 当社代表取締役社長 平成21年12月 株式会社コアネクスト代表取締役会長(現任) 平成22年12月 株式会社イー・アイ・ソル代表取締役会長(現任) 平成25年12月 当社代表取締役会長 平成26年1月 株式会社インターディメンションズ代表取締役社長(現任) 平成26年1月 株式会社インフィニットコンサルティング取締役会長(現任) 平成27年1月 株式会社teco代表取締役会長(現任) 平成27年1月 株式会社ノイマン代表取締役会長(現任) 平成29年12月 株式会社アスウェア取締役(現任) 平成30年2月 当社取締役会長(現任)	(注) 3	—
取締役社長 (代表取締役)	—	渡辺 博之	昭和37年12月11日生	平成8年6月 株式会社オージス総研入社 平成20年9月 当社専務取締役 平成25年12月 取締役社長 平成29年2月 代表取締役社長(現任)	(注) 3	55,000
常務取締役	管理本部管掌兼 研究・開発本部管掌	芳村 美紀	昭和42年6月18日生	平成3年4月 株式会社リコー入社 平成20年9月 当社常務取締役(現任) 平成29年2月 管理本部管掌兼研究・開発本部管掌(現任)	(注) 3	50,000
取締役	コンサルティング 本部長	井山 幸次	昭和42年12月21日生	平成16年4月 株式会社オージス総研入社 平成21年1月 当社入社 平成21年6月 コンサルティング本部長 平成27年12月 取締役コンサルティング本部長(現任)	(注) 3	45,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	鷲崎 弘宣	昭和51年11月19日生	平成14年4月 早稲田大学助手 平成16年4月 国立情報学研究所助手 平成20年4月 早稲田大学理工学術准教授 国立情報学研究所客員准教授 平成22年10月 早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所所長 平成27年10月 Ecole Polytechnique de Montreal Visiting 平成27年12月 株式会社システム情報社外取締役(現任) 平成28年4月 早稲田大学教授(現任) 国立情報学研究所 客員教授(現任) 平成30年2月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	小瀧 広	昭和36年6月18日生	昭和59年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 平成24年5月 シンプロメンテ株式会社(現シンメンテホールディングス株式会社)入社 平成26年9月 ヤマシンフィルタ株式会社入社 平成28年4月 当社常勤監査役 平成29年2月 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	甲斐 素子	昭和47年7月8日生	平成11年9月 株式会社ソルクシーズ入社 平成25年12月 株式会社エフ・エフ・ソル監査役(現任) 平成26年1月 株式会社コアネクスト監査役(現任) 平成27年1月 株式会社ソルクシーズ経理部長(現任) 平成30年2月 当社取締役(監査等委員)(現任) 平成30年3月 株式会社イー・アイ・ソル監査役(現任)	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	—	中村 渡	昭和41年4月25日生	平成3年9月 アーサーアンダーセン会計事務所(英和監査法人)入所 平成7年1月 株式会社マイツ(池田公認会計士事務所)入所 平成8年4月 株式会社ジャフコ入社(ジャフココンサルティング株式会社へ出向) 平成12年1月 中村会計士事務所開設 所長(現任) 平成14年1月 中村渡税理士事務所開設 所長(現任) 平成16年6月 株式会社Eストアー監査役 平成21年6月 株式会社J-star監査役(現任) 平成28年6月 株式会社百戦錬磨監査役(現任) 株式会社Eストアー取締役(監査等委員)(現任) 平成29年2月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計						150,000

- (注) 1. 鷲崎弘宜、小瀧広及び中村渡は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
 委員長 小瀧広、委員 甲斐素子、委員 中村渡  
 なお、小瀧広は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、日常の社内情報収集という業務を重要視したためであります。
3. 平成30年2月21日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年2月22日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成30年2月21日開催の定時株主総会終結の時から、平成31年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人の設置会社であります。

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち、社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、経営に関する重要事項の審議・決定及び業務執行の監督を行う機関として原則月1回開催し、また、適宜、臨時取締役会を開催し、緊急の課題に対し、適時かつ迅速な意思決定が可能なように運営しております。さらに取締役会とは別に、取締役に加え、執行役員が参加する経営会議を開催し、業務執行状況等の報告を行って、業務監督機能の強化に努めております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員（社外取締役）1名及び非常勤の監査等委員2名（うち1名は社外取締役）の計3名で構成されており、原則月1回、監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、会社法、監査等委員会監査基準等に準拠し、取締役の職務の執行を監査する目的の下、監査等委員会が定めた方針、計画に従い、業務及び財産の状況の調査、計算書類等の監査、取締役の競業取引、利益相反取引等の監査を行っております。

##### ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、経営の効率性、健全性の確保及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化のために、平成29年2月22日開催の定時株主総会決議に基づき、独立性の高い社外取締役を含む取締役3名以上で構成される監査等委員会設置会社へ移行いたしました。現在、当社の監査等委員会は3名で構成され、うち2名が社外取締役となっております。監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役は、監査業務に加え、取締役会で議決権を有し、経営陣や取締役に対して実効性の高い監督機能が確保できるものと考えております。

なお、当社は筆頭株主である株式会社ソルクシーズの子会社であり、同社から役員2名（取締役会長、取締役監査等委員）を受け入れておりますが、経営の自主性が維持できるよう努めてまいります。

##### ハ. その他の企業統治に関する事項

###### ・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの中核はコンプライアンス体制とリスク管理体制であり、いずれも企業が中長期的に健全に成長していくためには極めて重要であると認識しております。

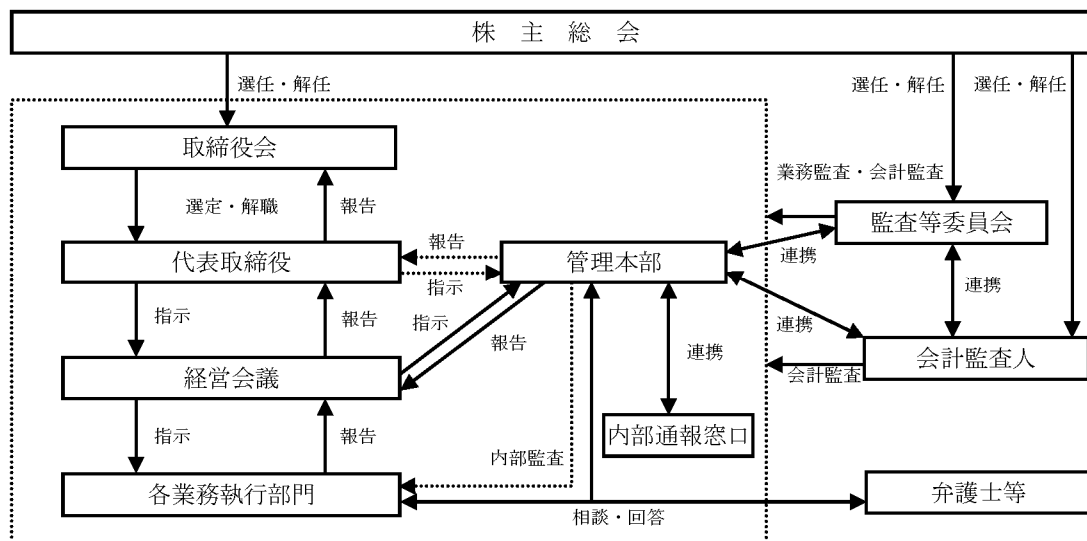
これらの効果的な推進には役職員に対する教育や基本方針の制定、社内諸規程の整備等は不可欠ですが、当社では、取締役と監査等委員会、内部監査室と業務執行部門、事業部門と管理部門のような組織・機関間の相互牽制が基本的に重要であるとの認識に立ち、これらの相互牽制が十分機能するように配慮した組織や社内規程等を整備しております。

財務報告に関わる内部統制システムの整備につきましては、管理本部が中心となり、平成30年11月期からの内部統制報告制度適用を目指した準備を行っております。

コンプライアンス体制の整備・充実ににつきましては、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス行動基準を制定しているほか、内部監査を通じ、当社の取締役及び使用人等の職務の執行が法令、定款及び社内規程等を遵守しているか確認しております。

###### ・リスク管理体制の整備の状況

リスク管理につきましては、経営会議において、個々のリスクへの対応、全社的なリスク管理体制の整備、問題点の把握、体制の適切性に関するレビュー、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と対応等の活動を行っております。



## ② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、内部監査担当者を1名選任しております。また、企業規模が小さく、専任の内部監査担当者を置くことができないため、管理本部に内部監査担当者を設置するとともに、内部監査には外部業者を利用し、当該内部監査担当者を責任者とする内部監査体制を整備しております。代表取締役から直接監査の指示を受け、代表取締役に監査結果の報告を行っております。内部監査担当者は、法令・社内規程の遵守状況等につき、適宜常勤監査等委員や会計監査人と連絡を取りつつ、処理の適正化と内部牽制の有効性確保の観点から、問題点等につき、具体的な改善の指示を行っております。

監査等委員会は、常勤監査等委員（社外取締役）1名、非常勤監査等委員2名（うち1名が社外取締役）で構成されております。当社の取締役及び使用人は、当社の業務・業績に係わる重要な事項、法令違反や不正行為等当社に損害を及ぼす事実について、監査等委員会へ報告するものとしております。監査等委員会は、必要に応じて業務執行部門に対し報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しています。また、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるほか、会計監査人から定期的に監査報告とその説明を受けるとともに、随時、会計監査人と連携を図りながら、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の状況や内部統制システムの整備状況を監査しております。なお、監査等委員中村渡氏は、公認会計士の資格を有し、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員甲斐素子氏は、経理部門での長年の経験を有し、会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ③ 会計監査の状況

当社の会計監査を執行した公認会計士は、寶野裕昭氏と石井広幸氏であり、いずれも新日本有限責任監査法人に所属しております。当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士6名、その他7名であります。新日本有限責任監査法人及びその業務執行社員等と当社の間には、利害関係はありません。なお、継続監査年数につきましては、全員が7年以内のため、記載を省略しております。

## ④ 社外取締役

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名のうち1名（鷲崎弘宜氏）が社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は、3名のうち2名（小瀧広氏及び中村渡氏）が社外取締役であります。

鷲崎弘宜氏は、ソフトウェアエンジニアリング分野の専門家であり、かつ、同分野の第一人者であり、中長期的な方向性及び現在の技術の妥当性について、専門的見地から有効な助言を行っております。同氏は、本書提出日現在、株式会社システム情報の社外取締役、早稲田大学の教授及び国立情報学研究所の客員教授であります。同氏及びこれらの法人等と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありません。

小瀧広氏は、常勤監査等委員として日常的に監査を行い、監査等委員会等の場で他の監査等委員に対して業務状況の報告を行っております。また、取締役会において業務執行の状況について報告を受け、それぞれ独立した立場で専門的見地から適宜意見を述べることによって、内部統制の有効性確保、チェック機能の充実及び経営監視機能の向上に努めております。

上記に加えて、これら小瀧広氏及び中村渡氏は、内部監査部門、会計監査人との相互連携を図り、監査等委員会監査に必要な情報収集を行っております。



小瀧氏は、金融機関等で長く勤務し、総務、内部監査等について相応の知識及び経験を有しており、専門的見地から有効な助言を行っています。同氏と当社の間には、本書提出日現在、利害関係はありません。中村渡氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識及び経験を有しており、専門的見地から有効な助言を行っています。同氏は、本書提出日現在、中村公認会計士事務所の所長であります。同氏及び同事務所と当社の間には、人事、資金、技術及び取引等、利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえて個別に判断し、客観的に独立性の高い社外取締役の確保に努めております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	54,350	54,350	—	—	—	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	8,336	8,336	—	—	—	2

(注) 1. 役員区分において、社外取締役は監査等委員であります。

2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、平成29年2月22日開催の第9回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。

3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成29年2月22日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

個別の役員報酬の算定についての決定方針は定めておりませんが、取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員全員の協議により決定しております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役は、それぞれを区分して株主総会の決議によって選任します。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,680	300	9,100	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)  
該当事項はありません。

(最近事業年度)  
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、当社株式上場準備に関する業務等があります。

(最近事業年度)  
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査証明業務に係る人員数、見積り監査日数を勘案し決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）及び当事業年度（平成28年12月1日から平成29年11月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的情報を有する各種団体が主催する研修に参加し、情報の収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年11月30日)	当事業年度 (平成29年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	262,973	255,498
受取手形	400	—
売掛金	65,385	72,762
仕掛品	26,901	37,158
貯蔵品	12	56
前払費用	2,518	5,925
繰延税金資産	1,348	2,185
その他	1,300	2,066
流動資産合計	360,841	375,653
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,013	13,607
減価償却累計額	△662	△1,315
建物（純額）	350	12,292
工具、器具及び備品	13,860	26,280
減価償却累計額	△10,410	△13,809
工具、器具及び備品（純額）	3,449	12,471
有形固定資産合計	3,800	24,763
無形固定資産		
ソフトウェア	9,162	17,598
無形固定資産合計	9,162	17,598
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,565	24,637
繰延税金資産	—	192
その他	1,898	1,298
投資その他の資産合計	3,464	26,127
固定資産合計	16,427	68,489
資産合計	377,269	444,143

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年11月30日)	当事業年度 (平成29年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,040	1,539
未払金	15,277	10,659
未払法人税等	10,752	20,903
未払事業所税	724	—
未払費用	11,168	13,990
預り金	17,403	14,992
その他	9,082	13,706
流動負債合計	69,449	75,791
負債合計	69,449	75,791
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	4,500	4,500
資本剰余金合計	4,500	4,500
利益剰余金		
利益準備金	3,094	3,375
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	286,025	346,276
利益剰余金合計	289,119	349,651
株主資本合計	307,119	367,651
新株予約権	700	700
純資産合計	307,819	368,351
負債純資産合計	377,269	444,143

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間  
(平成30年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	176,721
売掛金	149,543
仕掛品	31,750
貯蔵品	35
その他	7,319
流動資産合計	365,370
固定資産	
有形固定資産	23,843
無形固定資産	21,111
投資その他の資産	25,857
固定資産合計	70,811
資産合計	436,182
負債の部	
流動負債	
買掛金	510
未払法人税等	16,208
賞与引当金	7,452
その他	37,709
流動負債合計	61,881
負債合計	61,881
純資産の部	
株主資本	
資本金	13,500
資本剰余金	4,500
利益剰余金	355,600
株主資本合計	373,600
新株予約権	700
純資産合計	374,300
負債純資産合計	436,182

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
売上高	622,069	694,132
売上原価	360,389	389,926
売上総利益	261,680	304,205
販売費及び一般管理費	※1 137,835	※1 178,859
営業利益	123,845	125,346
営業外収益		
受取利息	36	24
受取手数料	—	250
その他	42	49
営業外収益合計	79	324
営業外費用		
その他	1	—
営業外費用合計	1	—
経常利益	123,923	125,670
税引前当期純利益	123,923	125,670
法人税、住民税及び事業税	41,057	41,430
法人税等調整額	1,941	△1,029
法人税等合計	42,998	40,400
当期純利益	80,924	85,270

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)		当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	271,420	75.7	301,102	75.2
II 外注費		36,390	10.1	23,443	5.9
III 経費		50,736	14.2	75,638	18.9
当期総製造費用		358,548	100.0	400,183	100.0
期首仕掛品たな卸高		28,743		26,901	
合計		387,291		427,085	
期末仕掛品たな卸高		26,901		37,158	
当期製品製造原価		360,389		389,926	
売上原価		360,389		389,926	

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別個別原価計算であり、実際原価を用いて計算しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
旅費交通費	28,047	37,173
地代家賃	8,679	13,449



## 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	200,542
売上原価	110,625
売上総利益	89,917
販売費及び一般管理費	42,376
営業利益	47,541
営業外収益	
受取利息	5
助成金収入	1,190
その他	150
営業外収益合計	1,346
経常利益	48,887
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	48,887
法人税、住民税及び事業税	16,208
法人税等調整額	689
法人税等合計	16,898
四半期純利益	31,988

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	9,000	—	—	3,094	226,100	229,194	238,194	—	238,194
当期変動額									
新株の発行	4,500	4,500	4,500				9,000		9,000
剰余金の配当					△20,999	△20,999	△20,999		△20,999
当期純利益					80,924	80,924	80,924		80,924
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								700	700
当期変動額合計	4,500	4,500	4,500	—	59,925	59,925	68,925	700	69,625
当期末残高	13,500	4,500	4,500	3,094	286,025	289,119	307,119	700	307,819

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	13,500	4,500	4,500	3,094	286,025	289,119	307,119	700	307,819
当期変動額									
剰余金の配当					△24,738	△24,738	△24,738		△24,738
当期純利益					85,270	85,270	85,270		85,270
利益準備金の積立				280	△280	—	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—	—
当期変動額合計	—	—	—	280	60,251	60,532	60,532	—	60,532
当期末残高	13,500	4,500	4,500	3,375	346,276	349,651	367,651	700	368,351

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	123,923	125,670
減価償却費	6,911	8,697
受取利息	△36	△24
売上債権の増減額 (△は増加)	△35,080	△6,976
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,832	△10,300
前払費用の増減額 (△は増加)	△801	△3,406
仕入債務の増減額 (△は減少)	546	△3,501
未払金の増減額 (△は減少)	4,047	△4,284
未払費用の増減額 (△は減少)	1,325	2,821
預り金の増減額 (△は減少)	△1,345	△2,410
その他	△19,865	3,699
小計	81,457	109,984
利息の受取額	36	24
法人税等の支払額	△67,202	△31,279
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,291	78,730
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,700	△25,594
無形固定資産の取得による支出	△1,328	△12,834
敷金及び保証金の差入による支出	△70	△23,784
敷金及び保証金の回収による収入	—	146
その他	200	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,898	△61,467
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	9,000	—
新株予約権の発行による収入	700	—
配当金の支払額	△20,999	△24,738
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,299	△24,738
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△906	△7,475
現金及び現金同等物の期首残高	263,880	262,973
現金及び現金同等物の期末残高	* 262,973	* 255,498

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年
工具、器具及び備品	4～5年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年)の残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

### 4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負契約に係る当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を適用し、その他の契約については完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する契約の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）の残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負契約に係る当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を適用し、その他の契約については完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する契約の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年11月30日)	当事業年度 (平成29年11月30日)
当座貸越限度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

（損益計算書関係）

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8.1%、当事業年度12.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91.9%、当事業年度87.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
役員報酬	52,030千円	62,686千円
給料及び手当	11,637	28,186
支払手数料	16,504	20,146

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	180	18,420	—	18,600
合計	180	18,420	—	18,600
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）普通株式の株式数の増加18,420株は、株式分割（1株→100株）による増加17,820株及び第三者割当増資による増加600株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	—	3,700	—	3,700	—
	第2回新株予約権		—	1,000	—	1,000	—
	第3回新株予約権		—	2,000	—	2,000	700
合計			—	6,700	—	6,700	700

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月25日 定時株主総会	普通株式	20,999	116,666	平成27年11月30日	平成27年12月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月22日 定時株主総会	普通株式	24,738	利益剰余金	1,330	平成28年11月30日	平成29年2月23日

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	18,600	—	—	18,600
合計	18,600	—	—	18,600
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	3,700	—	—	3,700	—
	第2回新株予約権		1,000	—	18	982	—
	第3回新株予約権		2,000	—	—	2,000	700
合計			6,700	—	18	6,682	700

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月22日 定時株主総会	普通株式	24,738	1,330	平成28年11月30日	平成29年2月23日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年2月21日 定時株主総会	普通株式	26,040	利益剰余金	1,400	平成29年11月30日	平成30年2月22日



(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
現金及び預金勘定	262,973千円	255,498千円
現金及び現金同等物	262,973	255,498

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であり、1か月以内の支払期日となります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

受取手形及び売掛金は、「与信管理規程」に沿ってリスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

資金担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち91.3%が特定の大口顧客 (上位3社) に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	262,973	262,973	—
(2) 受取手形	400	400	—
(3) 売掛金	65,385	65,385	—
資産計	328,759	328,759	—
(1) 未払法人税等	10,752	10,752	—
(2) 預り金	17,403	17,403	—
負債計	28,155	28,155	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

(1) 未払法人税等、(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	262,973	—	—	—
受取手形	400	—	—	—
売掛金	65,385	—	—	—
合計	328,759	—	—	—

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、差入先の信用リスクに晒されていますが、賃貸借契約に際し、差入先の信用状況を把握するとともに、適宜、差入先の信用状況の把握に努めております。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であり、1か月以内の支払期日となります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、「与信管理規程」に沿ってリスクの低減を図っております。

- ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
 資金担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち89.9%が特定の大口顧客（上位3社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	255,498	255,498	—
(2) 売掛金	72,762	72,762	—
(3) 敷金及び保証金	24,637	23,822	△815
資産計	352,897	352,082	△815
(1) 未払法人税等	20,903	20,903	—
(2) 預り金	14,992	14,992	—
負債計	35,895	35,895	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払法人税等、(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	255,254	—	—	—
売掛金	72,762	—	—	—
敷金及び保証金	—	24,637	—	—
合計	328,017	24,637	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名	当社の従業員 20名	林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎 (注) 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 3,700株	普通株式 1,000株	普通株式 2,000株
付与日	平成28年3月4日	平成28年3月4日	平成28年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 平成28年3月4日 至 平成38年2月28日	自 平成28年3月4日 至 平成38年2月28日	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成32年3月1日 至 平成35年11月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役 (監査等委員含む) 及び従業員に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	3,700	1,000	2,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	3,700	1,000	2,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	15,000	15,000	15,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産法に基づき算出した価額により決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名	当社の従業員 20名	林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎 (注) 2
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 3,700株	普通株式 1,000株	普通株式 2,000株
付与日	平成28年3月4日	平成28年3月4日	平成28年11月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 平成28年3月4日 至 平成38年2月28日	自 平成28年3月4日 至 平成38年2月28日	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成32年3月1日 至 平成35年11月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役（監査等委員含む）及び従業員に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年11月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	3,700	1,000	2,000
付与	—	—	—
失効	—	18	—
権利確定	—	—	—
未確定残	3,700	982	2,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	15,000	15,000	15,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産法に基づき算出した価額により決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年11月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,101千円
その他	246
繰延税金資産計	1,348
繰延税金資産の純額	1,348

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.36%から平成28年12月1日に開始する事業年度及び平成29年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.09%に、平成30年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、33.88%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は118千円減少し、法人税等調整額が118千円増加しております。

当事業年度 (平成29年11月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年11月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,185千円
その他	192
繰延税金資産計	2,378
繰延税金資産の純額	2,378

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年11月30日)
法定実効税率 (調整)	34.1%
住民税均等割	0.2
所得拡大促進税制税額控除	△2.1
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1



(持分法損益等)

前事業年度(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高が単一のサービスの区分で損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社SUBARU(注)1	298,775	コンサルティング事業
株式会社ネクスティエレクトロニクス(注)2	116,031	コンサルティング事業

(注)1. 富士重工業株式会社は、平成29年4月1日付で株式会社SUBARUに社名を変更しております。

2. 株式会社豊通エレクトロニクスは、平成29年4月1日付で株式会社トーマンエレクトロニクスと合併し、株式会社ネクスティエレクトロニクスに社名を変更しております。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高が単一のサービスの区分で損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社SUBARU（注）1	261,478	コンサルティング事業
株式会社ネクスティエレクトロニクス（注）2	106,921	コンサルティング事業
株式会社本田技術研究所	82,377	コンサルティング事業
日本精工株式会社	81,024	コンサルティング事業

(注) 1. 富士重工業株式会社は、平成29年4月1日付で株式会社SUBARUに社名を変更しております。

2. 株式会社豊通エレクトロニクスは、平成29年4月1日付で株式会社トーメンエレクトロニクスと合併し、株式会社ネクスティエレクトロニクスに社名を変更しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

1. 関連当事者との取引  
該当事項はありません。
  
2. 親会社に関する注記
  - (1) 親会社情報  
株式会社ソルクシーズ（東京証券取引所に上場）
  
  - (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

1. 関連当事者との取引  
該当事項はありません。
  
2. 親会社に関する注記
  - (1) 親会社情報  
株式会社ソルクシーズ（東京証券取引所に上場）
  
  - (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日）

	当事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)
1株当たり純資産額	330.24円
1株当たり当期純利益金額	87.85円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)
当期純利益金額（千円）	80,924
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	80,924
普通株式の期中平均株式数（株）	921,147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の個数335,000個） なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の概要 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日）

	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
1株当たり純資産額	395.32円
1株当たり当期純利益金額	91.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)
当期純利益金額（千円）	85,270
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	85,270
普通株式の期中平均株式数（株）	930,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の個数334,100個） なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の概要 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年12月1日 至 平成29年11月30日)

(株式分割)

当社は、平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	18,600株
今回の分割により増加する株式数	911,400株
株式分割後の発行済株式総数	930,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年3月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間  
(自 平成29年12月1日  
至 平成30年2月28日)

減価償却費 2,707千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年2月21日 定時株主総会	普通株式	26,040	1,400	平成29年11月30日	平成30年2月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	34.40円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	31,988
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	31,988
普通株式の期中平均株式数 (株)	930,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	18,600株
今回の分割により増加する株式数	911,400株
株式分割後の発行済株式総数	930,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年3月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,013	12,594	—	13,607	1,315	652	12,292
工具、器具及び備品	13,860	13,115	695	26,280	13,809	4,093	12,471
有形固定資産計	14,873	25,709	695	39,888	15,124	4,745	24,763
無形固定資産							
ソフトウェア	16,865	12,386	3,026	26,225	8,627	3,951	17,598
無形固定資産計	16,865	12,386	3,026	26,225	8,627	3,951	17,598

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

建物	本社移転に伴う電気等設備、内装工事等	9,823千円
工具、器具及び備品	本社移転に伴う備品の購入等	11,030千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェア	10,362千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。



## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	243
預金	
普通預金	255,254
小計	255,254
合計	255,498

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ネクスティエレクトロニクス	37,955
株式会社SUBARU	14,886
株式会社本田技術研究所	12,604
株式会社東陽テクニカ	2,466
株式会社NGR	1,911
その他	2,937
合計	72,762

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
65,385	749,662	742,286	72,762	91.1	33

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
コンサルティング事業	37,158
合計	37,158

## ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	56
合計	56

② 固定資産  
敷金及び保証金

区分	金額（千円）
日本土地建物株式会社	20,905
株式会社ピーオーリアルエステート	1,220
東久不動産株式会社	1,187
株式会社デベロッパー三信	1,186
その他	137
合計	24,637

③ 流動負債  
買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社システムモデリングラボ	1,539
合計	1,539

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3カ月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1.  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  名義書換手数料  新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部  無料  —
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社  三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部 (注) 1.  無料 (注) 2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://corporate.exmotion.co.jp/">https://corporate.exmotion.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年4月27日	—	—	—	渡辺 博之	さいたま市浦和区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	40,000	12,000,000(300)(注)4	新株予約権の権利行使
平成30年4月27日	—	—	—	芳村 美紀	川崎市宮前区	特別利害関係者等(当社の常務取締役、大株主上位10名)	40,000	12,000,000(300)(注)4	新株予約権の権利行使
平成30年4月27日	—	—	—	井山 幸次	川崎市多摩区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	40,000	12,000,000(300)(注)4	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年12月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称ならびに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社ならびに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社ならびにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員ならびに金融商品取引業者等の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 当社は、平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成28年3月18日	平成28年3月4日	平成28年3月4日	平成28年11月30日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	600株	普通株式 3,700株	普通株式 1,000株	普通株式 2,000株
発行価格	15,000円 (注) 4.	15,000円 (注) 4.	15,000円 (注) 4.	15,350円 (注) 4.
資本組入額	7,500円	7,500円	7,500円	7,675円
発行価額の総額	9,000,000円	55,500,000円	15,000,000円	30,700,000円
資本組入額の総額	4,500,000円	27,750,000円	7,500,000円	15,350,000円
発行方法	第三者割当	平成28年3月2日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年3月2日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年11月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等の間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度は平成29年11月30日であります。
2. 発行価格は、純資産価額法及びDCF法の折衷法により算定された価格であります。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	1株につき15,000円	1株につき15,000円	1株につき15,000円
行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月28日	自 平成32年3月1日 至 平成35年11月29日
行使の条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認が必要となります。	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認が必要となります。	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認が必要となります。

4. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 博之	さいたま市浦和区	会社役員	300	4,500,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役社長、大株主上位10名)
芳村 美紀	川崎市宮前区	会社役員	200	3,000,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役、大株主上位10名)
井山 幸次	川崎市多摩区	会社役員	100	1,500,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)

(注) 1. 渡辺博之は、平成29年2月22日付で当社代表取締役に選任されております。

2. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 新株予約権(1) 平成28年3月2日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 博之	さいたま市浦和区	会社役員	1,600	24,000,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役社長、大株主上位10名)
芳村 美紀	川崎市宮前区	会社役員	1,300	19,500,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の常務取締役、大株主上位10名)
井山 幸次	川崎市多摩区	会社役員	800	12,000,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)

(注) 1. 渡辺博之は、平成29年2月22日付で当社代表取締役に選任されております。

2. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権(2) 平成28年3月2日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三輪 有史	東京都練馬区	会社員	140	2,100,000 (15,000)	当社の従業員
斎藤 賢一	相模原市緑区	会社員	140	2,100,000 (15,000)	当社の執行役員
小濱 宗隆	東京都大田区	会社員	140	2,100,000 (15,000)	当社の執行役員
井上 一郎	東京都町田市	会社員	104	1,560,000 (15,000)	当社の従業員
高橋 久憲	千葉市中央区	会社員	90	1,350,000 (15,000)	当社の従業員
小坂 優	川崎市高津区	会社員	90	1,350,000 (15,000)	当社の従業員
八坂 浩司	名古屋市天白区	会社員	80	1,200,000 (15,000)	当社の従業員
玉木 淳治	東京都江戸川区	会社員	52	780,000 (15,000)	当社の従業員
松井 良太	東京都新宿区	会社員	20	300,000 (15,000)	当社の従業員
橋本 秀史	相模原市南区	会社員	18	270,000 (15,000)	当社の従業員
小川 朋慶	東京都北区	会社員	18	270,000 (15,000)	当社の従業員
中尾 佑希子	千葉県船橋市	会社員	16	240,000 (15,000)	当社の従業員
庄司 順和	千葉県野田市	会社員	16	240,000 (15,000)	当社の従業員
永野 文崇	相模原市南区	会社員	14	210,000 (15,000)	当社の従業員
吉元 崇	さいたま市南区	会社員	12	180,000 (15,000)	当社の従業員
細谷 信博	埼玉県久喜市	会社員	10	150,000 (15,000)	当社の従業員
矢部 憲哉	川崎市高津区	会社員	10	150,000 (15,000)	当社の従業員
永塚 翔佳	東京都板橋区	会社員	8	120,000 (15,000)	当社の従業員
松井 舞子	東京都新宿区	会社員	4	60,000 (15,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。



新株予約権(3) 平成28年11月24日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎	神奈川県藤沢市藤沢 555-1	税理士	2,000	30,000,000 (15,000)	当社の顧問税理士

- (注) 1. 本新株予約権は、林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられ、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役（監査等委員含む）及び従業員に交付されます。
2. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ソルクシーズ（注）1、3	東京都港区芝5丁目33番7号	900,000	71.20
林公認会計士事務所 所長 林 雄一郎（注）9	神奈川県藤沢市藤沢555-1	100,000 (100,000)	7.91 (7.91)
渡辺 博之（注）2、3	さいたま市浦和区	95,000 (40,000)	7.52 (3.16)
芳村 美紀（注）3、4	川崎市宮前区	75,000 (25,000)	5.93 (1.98)
井山 幸次（注）3、5	川崎市多摩区	45,000	3.56
三輪 有史（注）6	東京都練馬区	7,000 (7,000)	0.55 (0.55)
斎藤 賢一（注）6	相模原市緑区	7,000 (7,000)	0.55 (0.55)
小濱 宗隆（注）6	東京都大田区	7,000 (7,000)	0.55 (0.55)
井上 一郎（注）6	東京都町田市	5,200 (5,200)	0.41 (0.41)
高橋 久憲（注）6	千葉市中央区	4,500 (4,500)	0.36 (0.36)
小坂 優（注）6	川崎市高津区	4,500 (4,500)	0.36 (0.36)
八坂 浩司（注）6	名古屋市天白区	4,000 (4,000)	0.32 (0.32)
玉木 淳治（注）6	東京都江戸川区	2,600 (2,600)	0.21 (0.21)
松井 良太（注）6	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
橋本 秀史（注）6	相模原市南区	900 (900)	0.07 (0.07)
小川 朋慶（注）6	東京都北区	900 (900)	0.07 (0.07)
中尾 佑希子（注）6	千葉県船橋市	800 (800)	0.06 (0.06)
庄司 順和（注）6	千葉県野田市	800 (800)	0.06 (0.06)
永野 文崇（注）6	相模原市南区	700 (700)	0.06 (0.06)
吉元 崇（注）6	さいたま市南区	600 (600)	0.05 (0.05)
細谷 信博（注）6	埼玉県久喜市	500 (500)	0.04 (0.04)
矢部 憲哉（注）6	川崎市高津区	500 (500)	0.04 (0.04)
永塚 翔佳（注）6	東京都板橋区	400 (400)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
松井 舞子（注） 6	東京都新宿区	200 (200)	0.02 (0.02)
計	—	1,264,100 (214,100)	100.00 (16.94)

- （注） 1. 特別利害関係者等（当社の親会社）  
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）  
3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
4. 特別利害関係者等（当社の常務取締役）  
5. 特別利害関係者等（当社の取締役）  
6. 当社の従業員  
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
8. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
9. 林公認会計士事務所 所長 林雄一郎を受託者とする信託に割当てられた本新株予約権であり、当社による受益者の指定時に、指定された当社取締役（監査等委員含む）及び従業員に交付されます。  
10. 平成30年2月21日開催の取締役会決議により、平成30年3月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

株式会社エクスマーション

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寶野 裕昭 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクスマーションの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクスマーションの平成28年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

株式会社エクスマーション

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寶野 裕昭 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクスマーションの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクスマーションの平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年6月14日

株式会社エクスマーション

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寶野 裕昭 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクスマーションの平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エクスマーションの平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

